

# 皆様と力を合わせて感染症に打ち克ち 「みんなが輝く街、上尾」を実現



市長 山手 稔

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症予防に日々ご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、多くの皆様から心温まる寄附などのご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

いただきましたマスクなどにつきましては、医療・福祉関係者をはじめ必要とされる皆様に対して、幅広く効果的に活用させていただきます。

さて、緊急事態宣言が解除され「新しい生活様式」のもと、市では学校や公共施設などが再開いたしました。子どもたちの元気な声や笑顔が校舎に戻り、大変うれしく思います。

本市では、国や県の支援策と併せて、市民の健康不安に対応した「PCR検査受診者自己負担分の全額助成」や市内事業者の事業継続を支援するための「中小・小規模事業者売上回復支援金」など、市独自の細やかな支援を実施しております。

今後も、国の2次補正予算なども活用し、市民や事業主の皆様が真に必要なとされている事業を積極的に展開してまいります。

また、特別定額給付金などの申請がまだお済みでない方は、期限内に手続きをしていただきますようご協力をお願いいたします。

市民の皆様には、これまで経験したことのない不安で困難な時をお過ごしのことと思います。こうした困難な時だからこそ皆様とともに力を合わせてこの新型コロナウイルス感染症に打ち克ち、「みんなが輝く街、上尾」をしっかりと築いてまいりたいと考えています。



## 申請はお済みですか

特別定額給付金(10万円)、中小・小規模事業者売上回復支援金(5万円)は、期限内の申請が必要です。

個…個人向け 事…事業主向け

**9月8日(火)**  
(当日消印有効)

**個 給付 特別定額給付金**

福祉総務課 ☎775-5118・☎775-9846

特別定額給付金の申請を受け付けています。

☎令和2年4月27日現在、上尾市に住民登録がある人 【支給額】1人当たり10万円 ※受給権者は、その人が属する世帯の世帯主です。 【郵送申請】申請書に必要な事項を記入し、振込先口座と世帯主の本人確認ができる物の写しなどを添付し

て、返信用封筒で福祉総務課へ 【支給時期】申請書を受け付け次第、順次支給(2~3週間程度) 【申請期限】9月8日(火) ※詳しくは、コールセンター(☎772-9525)に相談してください。 ※特別定額給付金をかたる詐欺にご注意ください。

**7月31日(金)**  
(当日消印有効)

**事 給付 中小・小規模事業者売上回復支援金**

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

事業継続に向けた取り組み全般への支援金を支給します。 ☎市内で事業を行う中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【支給額】一律5万円(1回だけ) 申申請書に必要な書類を添付して、7月31日(金)まで(当日消印有効)に郵送で商工課(〒362-0042

谷津2-1-50 プラザ22内)へ ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓口では受け付けません。 ※詳しくは、中小・小規模事業者売上回復支援金専用ダイヤル☎070-3342-9786、070-3344-4684(土(日)祝を除く9~17時)に問い合わせてください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ



# 新型コロナウイルスに係る支援策 (6月18日時点)

個人向け…p4~5

個人と事業主向け…p6

事業主向け…p6~7

## ①個人向け

### 個助成 PCR検査センター設置等支援・PCR検査受診者自己負担分の全額助成

健康増進課 ☎774-1414・774-1411  
☎774-8188・776-7355

5月19日に上尾市医師会が市内にPCR検査センターを設置しました。これにより、保健所を経由することなく、医師が必要と判断した場合には、PCR検査を行うことができます。市は設置に必要な医療資機材などの支援を行います。

5月19日以降にPCR検査を受けた人は、その際発生する初診・再診料などにかかる自己負担相当額(約1,800円)を市が負担します。※市外で受けた人は、申請が必要です。

### 個給付 新型コロナウイルスに感染した被保険者に傷病手当金を支給

保険年金課  
(国保給付) ☎782-6481・☎775-9827  
(高齢者医療) ☎775-5125・☎775-9827

上尾市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療制度の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が、「新型コロナウイルスに感染した」「発熱などの症状があり感染が疑われる」などの理由により休業して無給または一部が減額になった場合、次のとおり傷病手当金の支給を受けられることがあります。詳しくは、保険年金課に問い合わせてください。【適用期間】令和2年1月1日~9月30日(水) 【支給期間】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、

労務に服することができなかった日数 【支給額】直近3カ月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数 【申請期限】支給対象となる日の翌日から2年以内 ④申請書(保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※事業主や医療機関が記入する書類があります。

### 個猶予 国民年金学生納付特例

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827 / 大宮年金事務所 ☎652-3399  
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

20歳以上の大学生や専修学校生など(以下、学生)について、申請に基づき、学生期間中の国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。通常、本人の前年所得などが一定の金額を超える場合は本制度の対象外ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した場合、臨時特例措置として対象となる場合があります。④次の①②の全てに該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人①令和2年2月以降に、感染症の影響で業務が失われたなど収入が減少②当年

中の所得見込額が一定額以下 【対象期間】令和2年2月以降の保険料 ※年度ごとに申請が必要です。④マイナンバーカード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証など本人確認ができる物)、学生証、年金手帳、印鑑(認め印可)、所得見込額の内容を明らかにできる書類 ※詳しくは、保険年金課または大宮年金事務所に相談してください。④直接または郵送で、保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または大宮年金事務所(〒331-9577さいたま市北区宮原町4-19-9)へ

### 個減免 国民年金保険料

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827 / 大宮年金事務所 ☎652-3399  
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した人は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。④次の①②の全てに該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少②令和2年中の所得見込額が一定額以下 【対象期間】令和2年2~6月分 ※令和2年7月以降については別途申請が必要です。④マイナンバー

カード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証など本人確認ができる物)、年金手帳、印鑑(認め印可)、所得見込額の内容を明らかにできる物 ※詳しくは、保険年金課または大宮年金事務所に相談してください。④直接または郵送で、保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または大宮年金事務所(〒331-9577さいたま市北区宮原町4-19-9)へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は窓口での申請はご遠慮ください。

## 個 減免 介護保険料

高齢介護課 ☎775-5127・FAX776-8872

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことなどにより介護保険料の納付が困難な場合は、減免を受けることができます。 図次の①②のいずれかに該当する人①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等(不動産収入、山林収入、給与収入など)の減少が見込まれ、かつ次の(1)(2)の全てに該当する(1)事業収入等のいずれかの減少額(保

険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の10分の3以上(2)減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 【減免対象】令和2年2月1日～令和3年3月31日(水)に納期限が到来するもの 【減免内容】①は免除②は計算により減額または免除 【必要書類】介護保険料減免申請書、収入状況等申告書(いずれも市ホームページにある) ※詳しくは高齢介護課にお問い合わせください。

## 個 減免 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

保険年金課(国保資格・課税) ☎782-6471・FAX775-9827  
(高齢者医療) ☎775-5125・FAX775-9827

図新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の世帯主(主たる生計維持者)が次の①②のいずれかに該当する世帯①新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病(ICUに入院した、またはECMO・人工呼吸器を使用した)を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる世帯で、次の(1)～(3)の全てに該当する(1)事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、いずれかの収入額が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである(2)前年の所得の合計額が1,000万円以下である(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である ※解雇や雇止めなどにより、非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる場合には、今回の減免と併用して適用できない場合があります。

知書・後期高齢者医療保険料額納入通知書が届いてから、保険年金課に減免申請に係る書類を請求してください(市ホームページからダウンロードも可)。 ※申請は、令和元年分の確定申告が済んでいる必要があるため、申告を行ってください。 ※不明な場合は、保険年金課に相談し、納期限までに申請してください。

【図】

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税・料額
- B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額
- C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

【表】

主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税・料額の全部となります。

【減免対象】令和2年度と平成31年度(令和2年2月1日以降に納期限が到来する分、国保の場合は2・3月に相当する分のいずれか)分 ※②に該当する場合の減免額は、減免対象保険税・料額(A×B÷C)に減免割合をかけた金額です(右図参照)。 【減免割合】右表のとおり ※主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じて決まります。 【添付書類】①医師による死亡診断書、または診断書等の写し②収入減少額の根拠になる収入の分かる物(給与明細書、預金通帳、帳簿など)の写し、廃業等届出書や離職証明書など(新型コロナウイルス感染症の影響で事業の廃業や失業をした場合)、確定申告書類の控えの写し(期間内に申告できなかった人) ④減免申請書、減免に係る申告書(国保だけ)、収入状況報告書(後期だけ)に必要事項を記入し、添付書類を用意して郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※減免の対象となる世帯は、7月中旬に郵送する国民健康保険税納税通



## ②個人と事業主向け

### 個 事 猶予 税の徴収猶予の特例

納税課 ☎775-5194・☎775-9846

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった人は、申請することで1年間の市税の徴収を猶予できる場合があります。担保の提供は不要で延滞金もかかりません。猶予期間中に、状況に応じて分割納付などすることも可能です。 ④次の①②の全てに該当する納税者または特別徴収義務者①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に1カ月以上の期間、前年に比べて収入が20%以上減少②一時に納付・納入することが困難 【対象とな

る市税】令和2年2月1日～令和3年1月31日(日)が納期限の個人住民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など ④申請書(納税課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、収入や現預金の状況が分かる書類、印鑑(認め印可)などを用意して、6月30日または納期限のいずれか遅い日までに直接または郵送で納税課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※eLTAXでの申請も可能です。

### 個 事 猶予 水道料金・下水道使用料

業務課 ☎775-5161・☎775-9041

収入が減少しているなどの理由により、一時的に上下水道料金の支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。

④次の①②のいずれかに該当する人①生活福祉資金貸付制度

(緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者②新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難

④電話で業務課へ

### 個 事 減免 軽自動車税(種別割)減免申請の期限延長

市民税課 ☎775-5130・☎775-9846

令和2年度分軽自動車税(種別割)の減免申請期限を7月31日(金)まで延長します。 ④次の①②の全てに該当する人①障害者手帳などを持っているまたは公益・福祉のために車両を所

有している②令和2年度からの減免希望で納期限までに申請ができない ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## ③事業主向け

### 事 給付 商店街等応援支援金 (商店街等活力再生推進事業支援金)

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090  
(土(日)祝を除く9～17時)

④感染予防用品の購入、感染症対策の情報発信、消費喚起のキャンペーンなどの経費の一部を支給 ④市内の商店街(会)、連合会、任意の商業者グループなど 【支給額】①衛生管理購入事業/1団体につき最大店舗数×2万円(上限50万円)②PR・情報発信事業/1団体につき最大店舗数×1万円(上限10

万円)③消費喚起キャンペーン事業/1団体につき最大店舗数×4万円(上限100万円) ※1事業、1団体、1店舗、1回だけです。 ④申請書(市役所1階、上尾商工会議所にある)と必要書類を用意して直接、令和3年3月31日(水)までに上尾商工会議所へ

### 事 給付 テイクアウト等支援金(地域宅配事業等支援金)

④飲食事業者が新たにテイクアウトやデリバリーを開始する際の初期経費や、テイクアウトなどで販売する新たな商品を開発した際の経費の一部を支給 ④市内で飲食業を営む中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【支給額】最大10万

円(1回だけ) ④申請書(市役所1階、上尾商工会議所にある)に必要書類を添付して、7月31日(金)まで(当日消印有効)に郵送で上尾商工会議所(〒362-8703二ツ宮750)へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は窓口での申請はご遠慮ください。

【おわびと訂正】『広報あげお』6月号4ページ「商店街等応援支援金(商店街等活力再生推進事業支援金)とテイクアウト等支援金(地域宅配事業等支援金)」の記事中、上尾商工会議所の電話番号に誤りがありました。おわびして訂正します。 【誤】777-3111 【正】773-3111

**事給付 中小企業・個人事業主追加支援金**

県は新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況に置かれている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた追加支援を行います。 県内に本社を有する中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2

**中小企業等支援相談窓口**

☎0570-000-678(ナビダイヤル)・830-8291

年5月12～31日の間、16日以上、事業所を休業している人  
**【支給額】**1事業者あたり10万円 **【受付期限】**7月17日(金)まで **【申請方法】**原則、電子申請(郵送も可) ※詳細は、県ホームページ(☎http://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/coronashientsuika.html)をご覧ください。

**事給付 マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の利子補給**

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☑無担保・無保証人のマル経融資(日本政策金融公庫)に対し、市が支払利子を全額補給 ④次の①～③の全てに該当する人①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年の同期と比較して15%以上減少している②商工会議所の経営指導(原則6カ月以上)を受けている③令和2年2月～令和3年3月に商工会議所の推薦を受けた小規模事業

者 **【補給額・期間】**全額(利率1.21%)・当初3年間 **【補給時期】**マル経融資の利子を支払った翌年3月頃 ④直接、商工課へ ※令和3年2月頃、対象者へ市から通知します。マル経融資(融資上限額2千万円)の申し込みは上尾商工会議所(☎773-3111)へ ※国の支援内容により、利子補給の内容(補給時期など)が変更となる場合があります。

**事貸付 農林漁業セーフティネット資金**

日本政策金融公庫 さいたま支店 ☎645-5421

**【償還期間・据置期間】**10年以内(うち据置期間3年以内) ※無利子・無担保です。 **【貸付限度額】**1,200万円以内(ただし、簿記記帳をしている人に限り、年間経費などの12分の12以内) ④主業農林漁業者で、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しく支障を来しているまたは来す恐れのある人 ※主業農林漁業者とは、農林漁業に係る所得が総所得の過半を

占めているまたは農林漁業に係る粗収益が200万円以上の個人、農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めているまたは農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の法人 ※詳しくは、日本政策金融公庫ホームページ(☎ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\_19\_nourin-safetynet.html)をご覧ください。

**事相談 個別相談会**

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

	雇用調整助成金	持続化給付金
内容	社会保険労務士による雇用調整助成金に関する相談(1回当たり50分)	持続化給付金に関する相談(1回当たり25分)
とき	9:00～16:00(土)(日)(祝)、12:00～13:00を除く)	
ところ	プラザ22	
申し込み	相談日の前日17:00までに電話で商工課へ(土)(日)(祝を除く)	

※この相談会で申請手続きはできません。

**事相談 ワンストップ窓口**

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☎9～16時(土)(日)(祝)、12～13時を除く) ※受け付けは、15時30分までです。 ④プラザ22 ④セーフティネット保証の申請、県制度融資の申請

**新型コロナウイルス総合窓口**

新型コロナウイルス対策室 ☎775-2294

新型コロナウイルスに関して、どこに相談したらよいか分からない時は、相談してください

**【受付時間】**(月)～(土)8時30分～17時(祝を除く) ④市役所6階



④とき ④所ところ ④内容 ④対象 ④費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ④定員 ④持ち物  
 ④申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ④問い合わせ